

令和2年度 第2回新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会報告書

新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会規程第2条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法

令和2年度における医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者の業務等の進捗状況及びその他医療安全に係る体制について、各責任者から説明を受け、各種資料を確認し、監査を実施しました。

- ・実施日 令和3年3月10日（水）
- ・実施場所 医歯学総合病院 病棟12階 大会議室
- ・出席委員 上村委員長、月岡委員、田代委員、成田委員（三部委員は欠席）

2. 監査実施事項

- (1) 令和2年度医療安全管理責任者の業務報告（活動報告）について
- (2) 令和2年度医薬品安全管理責任者の業務報告（活動報告）について
- (3) 令和2年度医療機器安全管理責任者の業務報告（活動報告）について
- (4) 令和2年度医療放射線安全管理責任者の業務報告（活動報告）について

3. 監査の結果

- (1) 令和2年度医療安全管理責任者の業務報告（活動報告）について

医療安全管理責任者から、令和2年度医療安全管理責任者の業務報告（活動報告）について説明を受け、その後、医療安全に関する相談の内容及び件数について、国際患者安全目標に基づき令和3年4月から開始する2つの識別子による患者確認について、CVC穿刺で義務付けているCVC穿刺挿入報告の状況について、採用者（復職者を含む）オリエンテーションについて等、質問がなされましたが、重大な問題となるものは確認されませんでした。

- (2) 令和2年度医薬品安全管理責任者の業務報告（活動報告）について

医薬品安全管理責任者から、令和2年度医薬品安全管理責任者の業務報告（活動報告）について説明を受け、その後、インシデント・アクシデントレポートの報告数について、医薬品の業務手順書に基づく職員の業務実施状況の確認結果について、未承認等（未承認薬、適応外使用・禁忌）の医薬品の院内手続きについて等、質問がなされましたが、重大な問題となるものは確認されませんでした。

- (3) 令和2年度医療機器安全管理責任者の業務報告（活動報告）について

医療機器安全管理責任者から、令和2年度医療機器安全管理責任者の業務報告（活動報告）について説明を受け、コロナ禍の影響によりメーカー保守点検遅れがあるが、概ね適正に管理されていることが確認されました。また、マスタープランに掲載されていない機器も含め、中長期の整備計画を作成中との説明を受け、安定的な機器更新が実現できるよう期待します。

- (4) 令和2年度医療放射線安全管理責任者の業務報告（活動報告）について

医療法施行規則第1条の11第2項第3号の2（医療法施行規則の一部を改正する省令、施行は令和2年4月1日）で規定されたことに伴い、医療放射線安全管理責任者の業務について監査しました。

医療放射線安全管理責任者から、令和2年度医療放射線安全管理責任者の業務報告（活動報告）について説明を受け、被曝線量の管理状況、IVR手技における皮膚線量の管理目標値の設定、インシデントレポートの提出を要する基準等、質問がなされましたが、重大な問題となるものは確認されませんでした。

4. 総括

上記のとおり、新潟大学医歯学総合病院における各責任者等の業務状況については、概ね良好であると判断されます。引き続き、更に高度な医療安全管理体制を構築するよう努めていただきたいと思います。

令和3年4月16日

新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会

委員長 上村 朝輝